

衆議院第十八回国会

時期の特例に関する法律案（加藤精三君外七名提出、衆法第一号）

まして、目下のところ小山町だけになつております。そのために町民一般から廃止したかどうかというような空氣があつたものでございますから、町會の問題になりました、そういう空氣があれば、住民投票にかけようじやないかというようなことになりました、住民投票に付した結果、大多数で廃止したらよろうということになりました、それ／＼手続をとつたのであります。

それから私の方の考といたしましては、來年の三月一ぱいそのままで行つて、四月一日から廃止していただく、こういうような考えを持っているわけであります。

○中井委員長 参考人に対する質疑を進めたいと存じます。御質疑の方はございませんか。

○西村(カ)委員 ただいま廃止の議決をやり、投票によつて廃止決定になつたことをお聞きいたしました、が、そのものをきつかけというか、住民の意思がそういう方向に行つた端緒となるものは、同じ郡内で自警を持つておつたものが次々と廃止して行つた、そういう点から影響せられて本町において廃止いたす機運が出た、こういうお話がございましたが、そういう理由ださじやなく、もつと町自体としての理由、そういう点についてどこに一番きい問題があるか御説明を願いたいと思ひます。

○池谷参考人 町といたしましては既に廃止したいというような具體的の理

由はないのでありまして、ただ先ほど申し上げたようなことだけと考えております。

○西村(力)委員 まことに奇怪なお話を聞きますが、それは町自体の問題でありますからいかになされよとも問題でありませんが、具体的な由がなく、他の自警が次々とやめていくというだけをもつて廃止の議決される、まづたく積極的な理由のないとに驚いておるのですが、そういうことになりまして、ここには町自体の体的な理由からではなく、外部から、一部の人々の策動とか、そういういろ／＼な動きがあつてそういう決するというようにないに進められたのではないか、こういう疑念を持たざる得ないのですが、そういう点についてはいかがでございますか。

○池谷参考人 そういう点はないように思います。

○西村(力)委員 そういうものがない、またぜひやらなければならぬという強い事由も存しない、外部からのいろいろな働きかけとかあるは一部の人の策動とか何もない、そういうことで外にもうちにも問題がなくてこう議決がされて来るというようなのは私としてはちよつと解せないのです。発議をせられた町当局としてはちろん町長が提案なさつたのだらうと思うのです。そういうときには十分の理由を付して町議会に提案なさつて思うのですが、そのときの理由はかやうになさいましたか、お聞かせ

いた。
○池谷参考人 それではその議会のと
きの町長の提案理由の説明を朗読いた
しましょうか。
○中井委員長 町長が町議会で警察を
維持しないということについての決議
を求めるときの説明なんですね。
○池谷参考人 そうです。
○中井委員長 どうか、朗読してくだ
さい。
○池谷参考人 そのときの議案はこう
いうのでありました。「議第二十一号
警察法第四十条の三、第一項の規定に
より本庁警察署を維持しないことを住
民投票に付するものとする。」という
議案であつたのであります。それに対し
まして町長の提案理由の説明でありま
すが、「いままら御説明申し上げる必要
もないかと思いますが、本町の自治体
警察廃止の賛否について住民投票をす
るわけですが、住民投票に付するには
本町議会の議決がなければできないの
で本案を提案いたしました。よろしく
お願いいたします。」
○門司委員 私から町長さんにお聞き
したいのですが、今の提案理由の説明
はきわめて型通りの説明でございまし
て、私ども何ら納得し得ることではな
いと思います。私はよほど頭のいい町
会議員さんのお集まりでなければ、ど
うもそういう議決をすることは困難だ
と思います。なぜかと申しますと、や
はり廃止するには廃止するだけの理由
がなければならぬと思うのです。こ
れはやはり財政が持つて行けないと

か、あるいは治安に事欠くというよう
な、警察本来のきわめて重要な問題と
いうものは住民が納得しなければなら
ない。そうしてそれをさせようとする
には、やはりまず第一の段階として町
議会においては、さつき申し上げまし
たように、一つは警察を維持しておつ
ても町民の治安力の上にこれだけでは
足りない、どうしても治安力を確保し
ようとするにはこういう小さな警察で
なくして、やはり国家地方警察という
ような大きな組織の中にいなければ治
安が十分でない、これは町民の治安を
確保するという当然の一つの立場から
そういうことが議論されるべきである。
もう一つの問題は、たといそれがいい
といたしましても、事実上財政上の問
題でやつて行けない、警察にこれだけ
金をたくさん使われたのではほかの仕
事ができなくなつて来る、これもやは
り住民に非常な迷惑をかけるからと
か、こういう二つの理由が私はあるは
ずだと思ふ。そういうことが町会で全
然町長さんの説明になかつたというこ
とになつて参りますと、われわれは納
得するわけに行きません。どういふわ
けでなされたか。従つて両方の面に、
今の小山の町財政に一体警察の維持費
がどれだけ影響を持つており、さらに
治安の上にどれだけの都合があつた
か、これらの点でもしおわかりであり
ましたらこの機会にお話願つておきた
いと思ふ。

○池谷参事人 ただいまのお話ごもつ
とも存じまするが、私といたしまし
ては、きよう町長のかかりで来たよう
なわけで、それ以上のことを申し上げ
かねます。
○門司委員 どうも町長のかかりで申

し上げられないということになれば、
人がかわつておりますから、何ほ言つ
ても町長の代理をする人、かわつて来
ているというのであるからこれ以上責
めるわけに行きませんが、しかし町で
提案されました際に、次に聞いてお
きたいことは、警察法には明らかに、
市町村の自治警察を廃止しようとする
場合は、その年の十月三十一日まで
手続を終つて、そうして翌年の年度が
わり四月一日から廃止することができ
る、こういう規定があるのでありま
す。この規定はよく御存じでしよろ
ね。

○池谷参事人 そのことは規則をよく
見まして三月一ぱいまでその維持がで
きる、こういうことで考えておつた。
それ以前に廃止したいという考えはな
いのであります。

○門司委員 念のために聞いておきま
すが、それ以前に廃止する考えはなか
つた、こういうことでございしますが、
それに間違ひがないといたしますな
ら、実は今これが国会の議題になつて
おります。そうしてあなたのごところ
の警察も来年の一月一日から廃止して
もらいたい、こういうあなたの方からお
願ひがあつて、今こへかけられてい
る議案はそれでありませう。そのこと
のためにお願いを願つて、そうしてその
間の事情を聞きたいと思つて私どもは
お願いしておつたわけでありませう。そ
うなつて参りますと、あなたの方では
来年の四月一日から当然廃止せらるべ
きものであるというようなお考えでお
られるということになつて参ります
と、来年の一月から廃止しようといふ
ここに出ておる法律案というものは、
何かおせつかいのようなものになつて

おる。あなたの方で望まないものを、
何を好んで国会が来年の一月一日から
廃止するといふような警察法の特例ま
で設けてしなければならないかといふ
ことになつて来る。私もこれはこの議案
を審議いたします上において、議案と
して認めるわけに行かないことになり
ます。この間において国家地方警察は
どういふ報告を受けておるか。その点
をひとつ国警の諸君に聞いておきたい
と思ひます。

○中井委員 ちよつと門司さん、あ
なたの御質問の先に聞きたいことがご
ざいます。池谷さん、あなたにお聞き
したいのは、あなたの町ではこの決定
はいつされたのですか。

○池谷参事人 八月二十八日の町会で
す。

○中井委員 それで四月一日までは
別にそのままで行つてもいい、それよ
りも早くしたいといふ意思は別にな
いのですか。

○池谷参事人 ありません。そういう
ことを今初めて知つたようなわけで
す。

投票に付する旨の町議会の議決をやつ
た結果、九月二十六日に住民投票をや
りまして、廃止ということにきまつた
という報告を内閣総理大臣あてにいた
だいておるのであります。これは国家
公安委員会を経て内閣総理大臣に報告
することでございますので、当然その
事務局である私どもの方に報告をいた
だいておるわけでありませう。報告をい
ただいた日は今私はつまびらかにい
たしませんが、二十六日の廃止後、数
日以内にいたしておることは間違ひあ
りませう。ところでよいいなことにな
るかもしれませんが、これから私ども
の知つた知識だけを申し上げます。私
どもも知つておりますのは、昨日も参
考資料として、現在そのような報告を
どれだけ受けておるかというのを表
にしてこの委員会に提出しておるわけ
でございますが、これらの町村が、み
な一月一日に転移を希望しているかど
うかといふことは全然私ども聞いてお
りません。今こで初めて承りました
が、静岡県の小山町は繰上げを特に希
望しておらない。これは先ほど門司委
員がおいでにならない前に助役が、断
つておきますが私どもは繰上げは希望
しておりません。四月一日の法律通り
の転移を希望するといふことをおつし
やつておきますところを見ますと、こ
れは繰上げを希望しておられない。こ
れらの中にはこういう町村は当然ある
かと存じます。ただ私ども聞いており
ますのは、これは御提案者である加藤
先生が一番詳しいと思ひますが、岐阜
県の駄知町、泉町等この岐阜県の町村
長はかつて私どもを御訪問になりまし
て、一月一日から転移を繰上げてもら
いたいという請願を衆参両院議長に出

して来た、いづれ国会の方からお前
らの方にも政府側の意見といふことがあ
ると思ふけれども、前例もあることで
あるからひとつよろしく頼みたい、そ
の際には反対をしないでもらいたい
という意味の陳情を、国会へ請願して来
た、足でおいでになつたことを聞いて
おります。従ひまして、お調べいた
ければ国会に向つて繰上げたいといふこ
とについての特例法の制定を陳情して
おられる町村がこの町村であるかと
いふことはわかりませんが、今静岡県の
お話がございましたからよいいなこと
を申すようすけれども申し上げますと、静
岡県はそのような事例もなく、そのよ
うな請願もしておられない町村であ
るがゆゑに、十月三十一日、四月一日
があくまで本則になつておるのであ
つて、それらの町村のうちもしも急いで
少しでも早く繰上げたいといふものに
ついては、内閣総理大臣が承認を与え
た場合には受入れる、予算の状況等を
勘案して承認を与えて繰上げることが
できる。しかるがゆゑにこれは特例法
であるといふように昨日も提案者の側
から御意見を申し、また私どももこの
法案を衆議院の法制局から政府側とし
て一応御相談を受けました際に、ただ
いま御提案になつております議員提出
の法案が警察法一般の改正でなくて特
例法である、一般的な四月一日という
警察法の本則を修正するものではなく
て、特に繰上げたいと希望する場合に
だけそういう承認を与えることができる
といふ特例であるから、これは特例法
でよいのであらうといふ衆議院の法制
局の御見解のもとに、私どもも政府側の
受入れの場合には別段異存がないとい

して来た、いづれ国会の方からお前
らの方にも政府側の意見といふことがあ
ると思ふけれども、前例もあることで
あるからひとつよろしく頼みたい、そ
の際には反対をしないでもらいたい
という意味の陳情を、国会へ請願して来
た、足でおいでになつたことを聞いて
おります。従ひまして、お調べいた
ければ国会に向つて繰上げたいといふこ
とについての特例法の制定を陳情して
おられる町村がこの町村であるかと
いふことはわかりませんが、今静岡県の
お話がございましたからよいいなこと
を申すようすけれども申し上げますと、静
岡県はそのような事例もなく、そのよ
うな請願もしておられない町村であ
るがゆゑに、十月三十一日、四月一日
があくまで本則になつておるのであ
つて、それらの町村のうちもしも急いで
少しでも早く繰上げたいといふものに
ついては、内閣総理大臣が承認を与え
た場合には受入れる、予算の状況等を
勘案して承認を与えて繰上げることが
できる。しかるがゆゑにこれは特例法
であるといふように昨日も提案者の側
から御意見を申し、また私どももこの
法案を衆議院の法制局から政府側とし
て一応御相談を受けました際に、ただ
いま御提案になつております議員提出
の法案が警察法一般の改正でなくて特
例法である、一般的な四月一日という
警察法の本則を修正するものではなく
て、特に繰上げたいと希望する場合に
だけそういう承認を与えることができる
といふ特例であるから、これは特例法
でよいのであらうといふ衆議院の法制
局の御見解のもとに、私どもも政府側の
受入れの場合には別段異存がないとい

うことは、住民投票によつて決定し、きまるのである。おそらく責任ある町

手続というものは内閣には来ていない

と思う。単なる報告かもしれない。このことが国警にちゃんとわかっていると

いのですが、これはどういう手続な
んです。その手続は二重にするように

なつていますか。おそらく警察法に書いてありますものは、いわゆる廃

止ができるようになった、いわゆる住民投票の結果はこうであるという結果

を報告することが私は正しいと思う。

書けぬはずである。未定であります。

ますると、国会はすでに通つてゐるのである。主民投票で賛成を導けば、

止ができるのだということが宣伝され

民投票も終わらないうちに国会がこれま

てにきめたものを廃止してもいいとい
うことをきめるということは、特例法

でなくなつて来る。これは勢い本法に
牴触して来る。私はこういうことを国

警が、今のお話のようにただ御報告な
けたというような責任のがれをされる

ということです。これは一体どういうことなんです。これを明確にしていただ

きたい。

○柴田(達)説明員　ただいま門司さん

からお話がございましたように、日光町の御報告は、警察法第四十条の三の

六項に基いて、住民投票が終つたことの御報告ではございません。しかし町

村議会の議決がありました際には、住民投票とその議決があつたことを三日

以内に選挙管理委員会に届けることになつてゐる。まづ、事実上のことは、

なすておいて、要するところの

御報告があるのでございます。それでこれはただ国会に御参考資料に、そういう報告があつてわれ／＼の知つてゐる限りのことを少しでも詳しくここに整えて、こういう状況に今なつておるといふことを御報告することが適当であらうと思ひまして御報告をしたわけでございます。日光町の御報告は住民投票の結果の四十条の三の六項に基く御報告でないことは事実でございます。ただそれは繰上げた意思があるかないかまでも一つ、——そういう法律の命ずる報告以上に報告をするならば、繰上げる意思があるかないかなぜ調べて報告しないかというお話になるかと思ひますが、やはり繰上げる意思があるかないかというところまでは私どもの方で調査するのは少しいかがかと思ひまして、そのようなことは遠慮いたしておる次第でございます。

○門司委員 私はそのうことを聞いておるのではありません。意思があるかないかというのを聞く必要は手頭ない。意思は決定しておりますから、これはわかりません。わからぬ意思をだれが聞いて返事ができるか。意思を決定していない以前に国会で法律が通るといふことは、それを住民にしていることにはなりません。もしこれがこのままの姿で、あなたの方では手続が全部終了したものを御報告なさることは国会に対して正しいと思つて、これはまた手続全体が終了していませんから、廃止されるかされないかわからぬのである。私はこれは提案者とあなたの方との間にどういふ行き違ひがあつたか知らないが、私が聞いておりますことは、手続が全部完了してあるものについては、これはあるいはこ

ういうものがどのくらいあるかというこの調査の依頼があつたならば、あなたの方から調査されるのが至当である。しかしまた手続が完了してないものである。これは正直に現状を報告したのでないといへるかもしれないが、もしこれがあつて、国会がこのままこの法律案を通してしまつて、その中に日光町が含まれるのだというところになつて参りますと、いまだ住民投票を行つていないところはすなわち住民投票を行えば廃止ができるのだというところで廃止を主張する人がかなりあるといふことになる。非常にならざるを得ない。住民の公正なる投票というものは得られなくなつて来る。同時にこのことは特例法ではなくなつて来る。特例法の根本の趣旨は、すでに廃止を決定しておる、そこでどうせやるなら早くやめさせて、そうして警察官に動搖のないようにしてやりたいて、あるいは町の財政をそれだけ負担を軽くしてやりたいというものがこの特例法の一つの趣旨であることに間違いないのである。その住民決定もしてないものを出されたということに、私は提案者とあなたの方との間に一体どういふ話合ひができておるのか、これは法の建前の上からいつても、私は非常に危惧することである。それに昨日も私は申し上げました通り、こういう問題が起つた。神奈川県、日光町がこの投票を行つておりません。国会に法律ができていない間に、町会を開いて、しかも秘密会で知らぬ間に議決して、日にちいつぱいに投票を行つて廃止をきめれば、この次の国会には必ず廃止ができるということ、国会に法律が出ない間にごく少数の諸君

との間に私は必ず連絡があつたものとか考へられないが、そういう大それたことが、しかも町会の秘密会で行はれておる。そうして自治警の廃止ということが決定されておる。私も法を守る上から見ると、特に国会の権威の上から申し上げて参ります。少くとも国会が利用されるようなことがあつてはならないと考へます。特例であつては特例であるような、どんなにも言訳のできるようなことにしないといふべき。今のうちに廃止しておけば、廃止ができるのだと示唆するやうな法律をこしらへることは不謹慎だと思ふ。従つてあなたの方では、ただあるだけ報告したんだというやうなお話で事は足りるかもしれない。しかし実際は廃止のできないものである。法律に書けない筋合いのものである。ことに十一月の二日あるいは十一月を越えて議決されたものが一年以上も早くなつて参ります。法律の権威はまつたくなつて来る。この特例をつつたのは何べん目です。おそらくこれで三回目か四回目です。一番最初の特例法をこしらへたときには、廃止の議決あるいは住民投票は行われておるが、わずかに一日あるいは数時間内閣に送付することゝ遅れたところがあつた。これは気の毒だから同時にその町も次の年度から廃止すべきだということ考へてやつた仕事である。書記の手違ひか何かでそういうことがあつたから、何とかしてやろうということこしらへたのが最初の特例法である。住民の意思とまつたに相反したやうな結果になつたときに、それを救うのは一つの政治上の方法だとわれ／＼は考へる。従つてそ

ういふ場合に特例法をつくつたことは、一つの方法だと考へる。しかしながらいまだ住民投票も行わないで、住民の意思も確定しないうちに特例法として現れて来るというのは大きな問題です。私は答弁は要求しませんが、将来国警において特に注意してもらいたい。これはできるだけ自治警察を廃止して、国警に吸収したいという国警の真意の現われだろつと思ふ。これは私の解釈です。もしそういうことがなければ、こういうものは出て来ないはずだ。注意されるはずで、私も注意しようといふことがないやうに、十分注意してもらいたいと思ふ。

委員長ひとつお願いいたします。今小山町の助役さんの話を聞けば、小山は何も来年の一月一日から廃止してやらなくともいいということなんですか。そういうやうなものに国会がおせつかいをして、お前のところは早めるであらうといふやうなことは言わなくともいい。これは住民の意思に反すると思ひます。だからここに書いてあります町の責任者をひとつ全部呼んでいただきます。いづれであるかを確かめた上で特例法をおこしらへになつたらいふと私は思ふ。委員長はそういうふうにおとりはからいを願ひたい。

○床次委員 ただいま門司委員から御質問がありました。私は門司委員の御意見に反対するわけではありませんが、多少提案の趣旨に對しまして誤解があらうと思つたのでございまして、提案されました案は、住民投票のありました町村におきまして、中には早期に実施を希望するものがある、従つてそのものに対しては特例を開いて、早く実施することが現実合ふん

だといふ趣旨において立案せられておるのであります。従つて門司委員の言われたやうな動機から出たのではないことは、提案の趣旨において明かであると思ふ。なおこの案につきましては、過般数回にわたつて同様の趣旨におつて特例が設けられたのであります。が、その特例法の審議の際におきまして、あるいは国警本部におきまして、ことさらかかることを当局に示唆したまひして、そうして特例を設けさせたのだといふやうなことがあつたのであります。しかしかかることに對しましては十分国警本部におきましても以後留意いたしまして、かかることのないやうに当委員会において要請しておつた。従つてその結果だろつと思ふので、ここに報告のありました数箇町村は、いづれも法律の定めるところの期間一ぱいにおいて住民投票を行つておるのであります。今日までの点につきましては相当改善を見たものと私は考へております。遅れて参つたものが数箇村ありますが、大体期間内において投票しておるのであります。この点はあえてわれ／＼が邪推と申します。ことさらこれらの町村が特例法をつくつてもらうためにやつたのだといふことを考へるほどのことはない。しかも現実に投票いたしました結果において早期に転移を希望するならば、これに對して道を開くといふことはあえてさしつかえないことじやないか。これが今回の特例法の提案の理由であると思ふ。従つて門司委員からいろいろ御心配もありましたけれども、提案の趣旨はかかる意味において提案をせられたのではないといふことを私どもは強く感じたのであります。提

案者の一人として、門司委員の御意見もありましたが、かかることまでこの際調査して、本件の審査をする必要はない。現に数町村が早期に転移を希望して参つて請願が出ておるのでありますから、その事実によりまして、本法案を審議するには一向私はさしつかえないことだと考えております。提案者の一人として申し上げる次第であります。

○藤田委員 私は本法案の審議の参考にするために、二、三の機会に伺いたいと思つております。まず第一番にお伺いしたいのは――参考人でありまして、証人ではございません、宣誓もされておられませんから、思い切つていろいろなことを言つていただきたいと思つております。私は多少遅れて参りましたが、まず第一に助役さんに、今回廃止を決議されました理由をもう一回簡単に聞かせ願いたいと思つております。あるいは最近の防衛問題と関連しまして保安隊その他が非常に増加されておる、従つて最近の国内治安の状況から見まして返上しようという決意をされたのか、あるいは町の財政上の必要に迫られてそういう雰囲気が出たのか、その点を率直に簡単に明示をお願いしたいと思います。

○池谷参考人 その点は先ほど申し上げましたところでありまして、私も駿東に十箇町村ありますけれども、そのうち五箇町村に自治警があつたのであります。ところがそれが、はしからはしへと廃止になりました結果、町民もどうも廃止した方がよくはないかという空気が出たものでありますから、それで町会でも問題になりまして相談し

ましたところが、そういう空気があれば住民投票をしてきてもらつた方が一番よくはないか、こういうふうな実際の雰囲気になつてゐるわけです。

○藤田委員 そうしますと、非常に単純な理由で廃止を決議されたようでありまして、これはもう私が申し上げるまでもなく、地方自治体の第一線に活躍されておる池谷さんはよく御存じだと思つております。敗戦によりましてわが国は民主主義を確立しつゝあります。この基礎は地方自治体でありまして、あなたは地方自治体の第一線の助役という要職にあられる。非常に重大な職域にあられる方でありまして、地方自治体を育成するためには、自分たちの税金で自分たちの治安は守ろう、とお互に町民は自分たちが出した税金で警察官をかかえて、安閑として暮さうというところから自治警察ができておるのであります。従いまして自治体警察を廃止するということは、相当重大な地方自治に対する問題であることは私が申し上げる必要もない。今参考人が言われたような非常に漠然とした理由で自治警がだん／＼廃止されて行くということになりますと、せつ／＼新しい憲法で保障された地方自治体が、みづから自分の手足を短かくして行くという結果になるのであります。何かそのほかにいろいろの理由があるのではないかと私は想像しますが、くだいようでございますが、重ねてお伺いしておきます。

○池谷参考人 いろ／＼お話がいろいろありますが、別に理由はないのであります。○藤田委員 そこでこの機会に同警の総務部長にお伺いをしておきたいので

ありますが、先ほど門司委員の御懸念の通り、この法律案は解釈のしようによつてはいろいろ誤解も生ずるのであります。累次にわたり同様法案をわれわれは審議し、採決して参つております。従いまして蛇足をつけ加える必要はございませんが、私の想像では、近き警察法の改正が国会に提案されるのじやないかというふうな想像をいたしておきます。もしこの想像が真実なりとすれば、私はこの際この法案を即時採決ということなくして、本質的な解決のときに一緒にしてもいいのじやないか、しかしその見通しがはつきり立たぬから、この際必要に迫られた法案としてすぐ採決の必要があるという現状であるかどうか、その点ひとつ総務部長の率直な見通しをこの機会にお伺いしておきたいと思つております。

○柴田(達)説明員 警察制度の改革問題は私のすからこれは別個の問題であると思つております。警察制度の改革が近く行われるかどうかということにつきましては、政府としてはまだ言明し得る時期に達しておらないのであります。改正案を提案されることがあるかも知れないし、またないかも知れないというところで、ここではつきり申し上げる時期に達しておらないと思つております。従つてそういう意味から申しましても、これは別個の問題でございまして、議員の方で御提案になりま

れで繰上げたものは繰上げるということを承認した場合に受入れ態勢があるということについては受入れ態勢はある、その場合には財源措置というものは議定ざるを得ないということについて政府として異存がないものとお答え申し上げておる関係のものでござい

ますので、御了承願いたいと思つております。○藤田委員 実は私も提案者の一人でありまして、従いまして当委員会は従来政界を超越して円滑に運営されております関係上、有力なる門司委員の御発言にかんがみまして、実は御意見を申し上げておるということをして承知いたしました。ただ私はこの問題と警察法の改革の問題は関係のないという御認識のようでございますが、これは見解の相違でありまして、最初五千人以上の人口を擁する町村を指定して充足した地方自治警というのに対しては、私は相当重大な本質的な問題に關係した法案であるというふうに解釈しておりますが、これは見解の相違であるから御答弁をお願いいたしません。ただもう一回重ねてお伺いしたいのは、来る通常国会におきまして警察法に対する根本的な改革案を出す用意はないかどうかということをお伺いしたいと思つております。現に政府の機関である行政機構改革本部では法案を發表いたしております。また柴田総務部長の手におきましては、昨年の国会に出されました法案をお持ちでありますし、いろいろな情勢から考えまして、この際根本的な改正案というものが用意されるのじやないかと思つて

す。この審議を打切るにいたしまして、一応何かお答えを願つておいた方が非常に参考になりはしないかと思つたので、重ねてお伺いしておきます。

○柴田(達)説明員 伝えられております行革本部としての警察制度改革案――新聞紙上のごときでございますが、これは私も実はあつかり知らないものでございまして、おそらくは行政機構改革の一環としての見地から、警察機構についても、国の行政機構という見地から行革本部で御研究になりつゝあるのではないかと想像いたしました。総合的な意味の根本的な警察制度の改革いかんということについては、もちろん前国会に政府が法案を出した経緯もございまして、その後地方制度調査会の答申もございまして、あるいはまた今伝えられておりますところの行革本部の案というふうなものも出て来るのかもしれない。そのようなものを総合いたしまして、政府が警察制度をいかにして総合的な見地から改正する決意をするかどうかということについては、先ほど申し上げましたようにまだ研究中と申し上げることしかできないのでございまして、言明の明期に至つておらないということをお断りしたいと思います。

○門司委員 私はさつきからいろいろ話がございますが、特にもう一ぺん聞かせておきたい問題がある。この日光町のことは私はどうしても考えられないのです。町会で議決した場合に、町会議長は当該選挙管理委員会には三日以内に報告することになつてゐるが、何も公安委員会に報告しないでもいいことになつてゐる。公安委員会の報告は一切の手続が終つた後にこれを報告すればいいのである。あなたは法律専

門屋だから、警察の親方だからよく読んで考えてもらいたい。そうすれば国警自身がおかしい、報告の義務のないところから報告しているのがおかしいでしょう。こういうことは私は別段あなたに答弁を要求しようとは思いませんが、もう少し気をつけておいてもらいたい。法の建前から行っても、法律そのまゝを解釈して行っても、何も議決をした日を国家公安委員会に報告する義務は毛頭ないので、議決をした日から三日以内に議長は当該選挙管理委員会にそれを報告して、選挙管理委員会はこれを一般の投票に付するということになつておるのです。六十日以内にこれは投票すればいいことになつておる。その結果を国家公安委員会を通じて内閣総理大臣に報告する、こういうことになつておる。従つてこの日光町の問題なんというものは、何らかの關係がなければ国警にはわかるはずがないのです。わかつたとすればどうかしている。私もさういふことがかから少くとも国警はさういふ資料を出しになる場合には、もう少し慎重なものを手続が終つておるかどうかわかつておるはずだ。国警は少くともさういふことでは行政が行われないのだ。全部の日本の市町村が地方自治警察を持ち、国家警察を持つて以上は、さういふことでは警察行政は行えないのだということが私には言えると思ふのです。おそらくスパイがどこにもいるのだから、どこかの町ではどういふ議決をしたかということくらいはその日のうちに国警本部に報告が来ておると思う。またその報告が来ていなければならぬはずだ。さういふ警察機構

はわれ／＼認めるが、ほんとうにこういう参考資料を出すときには、やはり法は法としてきちんとしておいてもらつて、これはまだ住民投票が済んでいない、これは報告はされておらないというところでなければ、われ／＼の審議に誤解ができて来る。警察はもう少しこういう点を慎重にしてもらいたいと思ふ。

これは委員長にもう一つお願いですが、今の法案の取扱ひですが、私は今度の法案は今までの特例法から見ても、私がさういふことを特にやかましく言いますのは、さつきから申し上げておる通りでありまして、今までの特例法というものはさつきから申しましたような理由で、町村がどうしてもやめてもらいたい、そしてその事情を調査するときはわめて気の毒だといふ場合においては、これは国会として政治の問題として取扱つてこれを認める。ところが今度の特例法はさう書いていない。いつまでも議決さえすれば、その翌月からこれを廃止することができるようになつておる。これはやはり国家の財政の上においても重要な関連を持つて来ると私は思つておる。少くとも地方の自治警察が国警に移管されて参ります場合には、地方はそれだけ予算を削減しなければならぬ。国家はそれだけ予算を増さなければならぬ。さういふ予算的処置もやはり考えなければならぬ。予算的処置を考えなければならぬものを、さういふ特例法にして出すということになつて参ります。これは国も地方もたいへんです。非常に迷惑する。従つてもしこの法案をどうしても審議するといふなら、われわれさういふ点の修正もしなければ

ならないと考へておる。しかし一応委員長においてこれをひとつ全部読んで、重ねて申し上げておきますが、聞き合せて、さうしてわれ／＼十分納得の行く線が出て参りますならば、この一月一日からということではなくして、やはり特例でありまして以上は特例らしく、これ／＼はさういふ理由によつて移管することができるといふふうなすつきりした法律に直して行きたいと考へておりますので、どうかひとつまげて読んでいただきます。その上で決してもこれは遅くないのであります。まだ今月一箇月ありますから、さうあわてて議決しなくてもいい問題であります。

○中井委員長 たいだいま衆議院法制局三浦第一部長が出席されました。西村君の御要求であります。御質問になりますか。

○西村(カ)委員 それでは三浦部長に御質問いたしますが、新聞面で見ますと、吉田総理は議員立法といふものがあつて五百四十億の金を食つておる、まことに困つた、さういふことを言われておりますが、金を食うといふ点には、さういふことは、議員が筋のほつた立法をやつたものでは困る。さういふ場合には法制局の方ではやはり法を守る立場で十分助言をいたさなければならぬと思ふ。ところでこのたびの特例でございますが、従来実情やむを得ないといふわけで特例法をつくつたのが数回あつたわけですが、いずれの場合でも、これは範圍を区切つて、あるいは期間を区切つて、それにだけ適用する、さういふ法律であります。だから特例としてもこれは成り立ち得ると思ひます。ところがこのたび特例法な

るものは将来ずっと長きにわたつて……

「私語する者あり」
○中井委員長 たいだいま発言中でありますから私語を禁じます。

○西村(カ)委員 長きにわたつて、決議をし、申請をし、承認を与えた翌月から全部移管になるといふので、これは範圍も期間も何らの限定がない。さういふぐあいに考へてみますと、これは特例法として立法することは筋が通つていない、さういふぐあいに私は思ふのです。それでこれについては本法の改正で、何条でございましてか、責任移管の条項の第何項かに、但しかく法改正に持つて行けば筋が通る、かやうに思ふのですが、法制局としてこの法案を検討され、議員の活動を助言せられた場合には、これは特例として成立して間違いないといふ見解に立たれたと思ふ。だからさういふ断定をした御所見をお伺い申したい。

○三浦法制局参事 たいだいまのお尋ねの点の法律的な問題についてお答え申し上げます。ただいまお話がありまして通り、警察法の四十条の三の八項によりまして十月三十一日までに報告のありました町村については翌年の四月一日にその警察維持に関する責任の転移が行われる、さういふことになつていまして、これは警察法ができてから以来の原則であり、建前であることはもとよりであります。従ひましてこの規定自体によつて行きますと、いわゆる町村議会の議決があつて住民投票があれば、十月三十一日までのものは翌年の四月一日に移る、さういふことにな

るわけでありまして、しかしながら従来いろいろ町村等の特殊事情にかんがみまして、個々の町村につきまして、町村議会の議決があり、住民投票が行われましてものにつぎまして特例法を制定して来たことは御承知の通りであります。が、具体的に特別にきまりましたものだけに特例法を定めることも一つの方法であります。さらに将来に起り得べき事態を予想し、また現在起つておる議決あるいは住民投票を前提として、四十条の三の八項にある特例に、例外規定を設けることもまた特例の一つでございまして、ただ今度設けました特例法は、特に町村から警察維持に関する責任移管の時期を繰上げたといふ意思表示がありました。ものについて、内閣総理大臣が承認したものに限り、内閣総理大臣が承認したもので、本来の警察法の建前から、議決があり、住民投票があつただけでは十分でないものであります。意思表示をすることを前提としておるわけでありまして、従ひまして、かりに町村の議会の議決があつて、住民投票がありまして、町村の方ではやはり従来の警察法の建前で翌年の四月一日、あるいは翌年の四月一日に移せばいいといふこととあれば、もちろん従来の原則によるわけでありまして、特別の意思表示をした分についてだけ翌月に転移するといふ特例を設けるわけでありまして、われ／＼が従来考へておる一般法、特例法の觀念から申しまして別にさしつかへはないと考へております。

○西村(カ)委員 この立法をせられた経過はさういふ提案者から腹を割つた率直な意見があつたのです。すなわち

何べんも願いが出たから特例をつくつてやるということはどうもやりにくい、だから何ともしようがないから、本法を改正すべき筋合いのところであるが特例でやつて行くのだ、こういう率直な話があつた。その気持は了とするのですが、そういう経緯をもつて提案せられておるといふことをお聞きになつておるか。それから、そういうものを特例として出しますと、それならば、どうせ住民は投票して意思を決定したのだから早い越したことはない、こういうことになつて、全部が全部この特例に依拠してやつてしまふということになつて、毎年十月三十一日までに住民投票になつたものは翌年四月一日から転移するということが死文化するという結果は明瞭ではないか。その点については池谷さんにもお聞きしたいのですが、もし今問題になつてゐる法案が通れば、小山町については来年の三月まではかまわんで置くのだという考えであつたけれども、それでは当然承認してもらおうと、いふぐあい動いて来るだろうと思ふのですが、池谷さんにはその点についての見通しをお聞きしたいのです。そういう理由から、特例法として提案しても何ら法律的に問題はないということとは、あまりに形式的にすぎないのではないかと私は思ふ。そういう点についてお二人に御答弁をお願いします。

○三浦法制局参事 今のような問題につきましては私はかように考えております。現行法の四十条の三の八項の規定によつて行く場合と、この特例法の規定によつて行く場合と両方の場合が法律的にあり得る、つまり法律的には二つの道が開けておる。しかしながら

はいりませんが、そういう見解を持つてゐる。それで池谷さんに先ほどの御答弁をお願い申し上げます。

○池谷参事 小山町といひますれば、今自分の見通しから行きますれば、繰上げてというのではないと思つております。

○北山委員 今の特例の形をとるといふことに関連いたしまして、提案者にお伺ひいたしますが、この特例という形をとるといふことは、あくまで四十条の第八項といふものを原則と認めて、そしてその例外的な場合として認めるということとはたまたまの詭明の通りだと思ひますが、そういういたしますと、四十条の第八項といふものがあくまで原則でなければならぬという理由がどこにあるか。これが本法の改正でなくとも、今の特例法の形であるといふこととして残しておかなくちやならぬという理由があるからそうされたんだと思ふのですが、このように各町村長の意見によつて、申請によつてその時期がかわり得るといふようなことを認めることになりますと、原則といふものが今西村君の質問のようにきつぱり意味がなくなつて来るような氣もするのですが、それでもあくまでやはり四十条八項を原則として残しておかなければならぬといふような積極的な理由をどこに求めておられるか、それを伺ひたい。

○加藤(精)委員 提案者の一人といひまして北山委員さんの御質問にお答えいたします。法律上のことは非常に不得手でありまして、第一部長からすでにお答えいたしておる通りだろうと思ひますが、法文の中にはよく但書を

つけて、そして本文を全部但しに入れてしまつて元も子もなくしてしまつてゐるのがずいぶんあるのでございませうが、それに比しますと、この四十条の三の特例案におきましては、本日参事人として来られました小山町のごとき場合は、無理にも繰上げることはいふまでもありませんし、町村の任意思慮及び内閣総理大臣の承認にかからした点におきまして、やつぱり一種の特例になるのでありまして、大部分は四十条の三の第八項によることを予想してゐるんじゃないか、そんなふうな氣持がいたしますので、解釈が間違つておりましたら法制局の方から直していただきたいと思ひます。

○北山委員 私が伺ひたいのはちよと答へが違ふようなんです。私は形式の問題は別として、なぜそういうふうな形式をとつたかといへば、それはやはり現在の四十条の三の八項といふものを残しておかなくちやならぬ、原則としてやはり残しておかなければならぬという積極的な理由があらうだつたからこそ、本法の改正をやらないうで特例法になつたのだと思ふのです。従つてなほ本法の四十条の三の八項といふものをあくまで原則として置いておかなければならぬのか、その理由がどこにあるのか。もうこうなつて来るといふと、その立法理由がなくなつて来ているんじゃないか、こういうふうにか考へられます。それをなぜこういふふうに特例にしたかといへば、それはやはり原則は原則として認めておられる、その原則をどこに認めておられるか、どういふ積極的な理由が今でも残つておるとお考へになつておられるか、それをお伺ひしたい。形式じやないのです。

○加藤(精)委員 まことにどうもつともな御意見でございまして、私たちそれに賛成して、理事会でもそういう氣持でやつたのでございませうが、立法技術の問題になりますと、とかく専門家に相談しませんと間違へることがありますので、立法技術につきまして相談いたしたところが、こういう形式がよいといふことでございまして、そういうふうにしたのでございませう。その点御了承願ひたいと思ひます。

○北山委員 どうも今お聞きしたことに対しては答へが得られないのですが、法制局の方でこの立法に参予しておられるという経過にかんがみまして、法制局の方ではどういふふうにか考へておつたか。要するに四十条の三の八項をやはり原則として残さなければならぬという理由をどういふふうにか考へておつたか、どこかにその理由が残つておるのでしょうか。こういうふうな町村の意思によつてどん／＼時期を變更できるということになれば、その原則を残しておく必要はない。従つて本法の改正の形式で行くのがほんとうだ、こういうふうにお考へにならなかつたか。そういう実質的な内容、これはちよと法制局としては無理かもしれませうが、しかしこの立法に参画したという場合には、そういう点をお考へになつての上でなければならぬと思ひますので、その点をお伺ひします。

○三浦法制局参事 それらの詳細の点については、これは警察の方がその事情がおわかりだろうと思ひますが、私の関知しておる範囲でお答へ申し上げます。この特例法を設けましたのは、

いろ／＼町村の予算の關係等もございまして、町村で議決をいたしました。来年の四月一日までは待てないというような事情があつて、早く繰上げたいという場合もあると思ひます。それからまた逆に、町村の方では議決をいたし、あるいは住民投票を経まして、内閣総理大臣の承認が必要でありますので、政府といたしましては場合によりつては、町村からそういう申出がありまして、地方自治警のいろ／＼な状況、その他周囲の國警との関連を考えまして、これを承認しない、本来の警察法の建前によつていわれる翌年四月一日に転移してもらふ、こういう場合もあり得るだらうと思ひます。従ひましてこの特例法は、先ほど申してありますように、どこまでも例外的な特例法でありまして、町村からの申請と総理大臣のいわれる承認ということがなかつた場合には、常に原則に歸つて、警察法四十条の三の八項の建前で運用されて行くわけでございますから、それは一応法理的には考へ得るわけでありまして、ただ實際問題といたしまして、お話の通り町村の議決がありまして、どの程度が本来の特例法により、どの程度が本来の警察法の建前によつて行くかというところは、これは實際の問題でございまして、別問題かと思ひます。

○北山委員 ただいままでのお答えを聞きまして、どうも提案者の方には本法の四十条の三の八項をあくまでも原則として残しておいて、そしてこれは特例の形式をとるのだという積極的な理由の説明がなかつたということをはつきり確認いたしましたので、私の質問を終わります。

○床次委員 本案に關しましてはすでに相當質疑も行われまして、なお本案と同様の趣旨の案件が、すでに数回本委員会において論ぜられておりまして、問題の所在は大体明らかになつて来ておると思ひますので、質疑を適當の機会にお打ち切りをいたさしまして、採決の進行をお願いしたいと思ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中井委員長 それではこれにて本案に対する質疑は終了いたしました。これより討論に入ります。北山君。

○北山委員 この問題はすでに質疑の中でいろ／＼意見は尽されておると思ひますが、あらためて日本社会党を代表いたしまして、この特例法案に反対の意思を表明するものであります。

この理由といたしましては、すでに質問の際にも申し上げましたように、この前の第十六国会に九州の小竹町の警察を國警に移管する問題についての特例、これを當委員会が審議した際にも、このような変則なやり方は好ましくない。このようなことは將來はやらないようにしようという委員会の各委員の全体の空氣でございまして、その際特例法案の通過を決定する場合に、附帯決議をつけようというところまでの強い意見を持つておつたわけでありまして、ところがまたその後續々としてこのような事例がたゞさん出て参りまして、そのときの委員会の申合せというか、全体としての意向というものが相反して、新しく特例案が出て来る。このように次から次へと町村が自治体警察を廃止して國警に転移せしめようということを決定して来る

根本の原因なるものは、私どもは主としてこれは財政上の理由によるものだと考へるのであります。町村は財政上の困難からして、自治体警察を維持して行きたいと考えておりまして、なか／＼そのように行かない。特に地方財政平衡交付金等におきまして、警察費の需要額を算定する場合に、その基準額が非常に低いといつたように、國の方で自治体警察維持のための財政的な措置というものを十分考へてもらへないために、町村がやむなく警察を手離して國警に移してしまふというところにおもな原因があると思ひえるのであります。そのような財政上の困難を除くというような措置をわれ／＼がとらないで、そして町村が自治体警察を廃止するというのが次から次へと起つて来た場合に、これをこのような変則な法律をもつて一つずつ措置するといふやうなことになる。来るのはまことに遺憾な事態であると思ひます。またたゞいまも質疑の際に申しました通り、もうこのやうな事態になつて来れば、これは警察法四十条の三の八項という規定を維持するといふ積極的な理由が乏しくなつたといふやうなことを示すのではなからうか。従つてこのやうな事態になつて来れば、この原則そのものを検討して本法の改正を行つて處理するのがむしろ法律の正しい扱い方であつて、これを今までのやうなやり方で特例に次ぐ特例をもつてやるというところは法の權威といひますか、神聖なる立法府の権威と云ふやうな方ではない、かように考へるのであります。町村の自治体警察を維持する際のいろ／＼な困難といふやうな事態、それからまた一応住民

投票によつて自治体警察を維持しないという意思を決定した以上は、一日も早く國警に移管してもらいたいといふやうな町村の事情というものはよくわかるのであります。以上理由からして立法院としてはこういうやうな形式をとるべきでない。また自治体警察を維持するといふ警察法のいわゆる警察民主化の精神というものをやはりあくまで維持するといふことは、金銭とかそういう問題にかゝるたい貴重なことであるといふやうな考へ方からいたしまして、私どもはこの特例案に賛成することができないといふことをここに明らかにするものであります。

○中井委員長 大石君。

○大石委員 私どもはただ加藤さんに悪うございしますが、反対理由を簡単に申し上げたいと思ひます。

そも／＼この警察法ができたというのは、わが日本の國が警察國家であつた。そして日本の國を現在のごとく敗戦に導いたといふことは、日本の軍國主義と日本の警察國家で私たちは今日の敗戦國民となつたからであります。それにもかからずみずから國會においてこうした警察法、自治体警察と國家警察と二つにわけたものをつくつて、みずからこれを崩壊せしめつつあるといふことは、わが國會の權威のため、に実に悲しむものである。そこで特例といつて四回の特例が出ました。そのときに何と警察當局はおつしやつたか。この次はもうこれ以上のことはいたしません。これでおしまいでございします。そういうことをおつしやいましたから私たちは自治体警察を國警にまわした。一体自治体警察がかくのごとく苦しいといふことは、すなわち自

治体が赤字財政に悩んでゐるためである。この赤字財政を平衡交付金その他で補つて、あくまでもこの自治体警察を保護しなかつたら、日本はまたかつての警察國家になり、かつてのおいこののやうした基本的人權を無視した警察國家になることを私は非常に驚いて一人であります。われ／＼はここにこの基本的人權を非常に尊重する意味において、これを自治体警察と國家警察と二つにわけて喜んでおつた。ところがこれが法によつてみずから崩壊するといふことに対しては、わが社会党右派は全力を集中して反対するものであるといふことを言明いたします。

○中井委員長 これをもつて討論は終結いたしました。よつて採決をいたします。本案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○中井委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決されました。

この際お諮りいたします。本案に關する衆議院規則第八十六条による報告書の作成につきましては、委員長に御一任をお願いしたいと思います。御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中井委員長 異議なしと認め、さよふに決定をいたします。

○中井委員長 次に、昭和二十八年度の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に關する法律案を議題として、これより質疑に入ります。

○横路委員 財政部長にお尋ねしますが、実はこの平衡交付金の単位費用の算定についてなのであります。話を前にもどすようですが、去年の暮れに

一箇月のはかに〇・二五を支給することとに予算委員会が決議になりました。二月四日の本会議で満場一致でその決議が採択をされまして、そうして御承知のように三月十四日に四十億にわたる地方債と公債公債との関係でそれを渡したわけです。ところが奈良県その他の道府県ではこれは地方債で来たのだから出さない、こう言うのですな。

〔委員長退席、加藤（精）委員長代理着席〕

それからある府県では、これは金がないからお前たちには貸してやるのだ、こう言うわけなのです。そこで何ぼやってみたらあかぬかぬままになつていくわけですが、受取つた方も一箇月のほかに〇・二しか受取つていない。そこでこの間は予算委員会が長官にお尋ねしたところが、今度も一番心配しているのは、きょういよ／＼もつて本会議にかかれますところの予算の中には、御承知のように期末手当の〇・二五と勤勉手当の〇・二五、それに見合う平衡交付金、足りない分はこの前から御説明のごさいました地方税の自然増というところになつていまして、ごさいますが、地方自治体の職員が一番心配していることは、総額約二十一億だから相当する税の自然増をもつて充つていくために、実はおれの方の県では何ぼ自治体でそうせよと言つても税はよけないのだ、だからやれませんぞ。こうなると何ぼ法律でもつて期末手当〇・二五、勤勉手当〇・二五となつても支給されないわけです。そこで私は長官に何とかこれは地方自治団体を拘束するわけにはいかぬのかと伺つたら、やはり拘束するわけにはいかぬ

と言ふのです。そこで私は財政部長にお尋ねしたいのだが、実は今度給与三本建法と称して、この前の十七臨時国会で通り、ただいま人事委員会に法案がかかつていまして、学校職員大学、高等学校、中学校、小学校の義務教育職員に關しては、なるほど大学職員に關してはこれは法律でまれば国費でずからその通り行くでしょう。しかし平衡交付金で高等學校職員に關しては都道府県にやる以上は、政府としてはこの給与三本建に關しては平衡交付金の中に入れてやつても、都道府県でめい／＼かつての給与条列をつくれれば、これはなるほど高等學校の単位費用としてはぶち込んであつたけれども、受ける方では、おれの県では給与の三本建というのは學校職員の組織をこわすからだめだ、こう言つて小中高を一本にした給与条列をつくつてこれでおやりになつても、政府は別に拘束できないわけですね。その点ひとつ御答弁願います。

○後藤説明員 お尋ねの、三本建を實施した場合には法律的な強制力があるかどうかという御質問であります。が、私ももちろんそれに対して自治体として勧告はできるかと思ひますけれども、それ以上強制する措置はできないと考えております。

○橋路委員 きょう北山委員からもお話があつたのですが、実はあの十六国会において政府原案に対してさへも自覚、改進黨の共同修正による平衡交付金の五十億の増につきましては、予算委員会における提案説明あるいはこの地方行政委員会における長い間の質疑応答の中で明確になつております。これは、あの五十億については都道府県並びに市町村の職員に關して政府が当

然責任をもつて支出しなければならぬものを、一方的に措置をして、低いからといつて削つて平衡交付金を渡してあるために、それが赤字になつて累積されていまして、少くとも昭和二十八年においては、給与総額に對して赤字に増額したわけですね。そこで私がお聞きしたいのは、その点なんです。都道府県並びに市町村の職員に對してあの五十億は全部見ることになつていまして、あの五十億についてはさういふように都道府県並びに市町村の自治体職員の給与の単位の費用規定に全部振り込んで、少くとも給与に關しては、従前のような赤字にならないように——今度もうすでにお組みになつて渡したとかいふお話ですが、これはさういふ北山君から長官にもお尋ねがあつて、大分怪しいのですが、そのことはあとにして、あの五十億についてはさういふことになつていまして、その点どうお考えですか。

○後藤説明員 私はさういふふうについておるのではありませんが、五十億のうち高等學校の分を除いた分、四十七億ぐらゐになりますか、その分が大体調整額に當るぐらゐの額であつたので、単位費用を上げないで、大体差額一ぱい渡した。従つて単位費用の増加をしなかつた。その結果は、従来財政計画と平衡交付金の方で、たとえば義務教育費でありますと、八八％ぐらゐしか見ていなかったものが、その調整額がなかつたもので、結局は単位費用を上げたものと同じような結果になつていゝ。従つて単位費用を増加しなかつたのだ、さういふふう聞いており

ます。

○橋路委員 あの五十億を入れた地方財政修正計画というものは、この間の十七臨時国会にお出しになつていないわけですね。つまりあの五十億というのは、あなたの方でお出しになつた二十八年度当初の地方財政計画の中には入っていないわけですね。従つて国会で修正になつて五十億が入つていゝわけですね。この点については、先般の十七臨時国会に、少くとも五十億入れた地方財政計画を出さなければならぬのに、それをお出しになつていなくて、今度初めて出したわけですね。だから今度の地方財政計画というものは、五十億にそれから平衡交付金の七十六億、従つて百二十六億の平衡交付金の額になるわけですね。その点大事だから部長はよく聞いてください。つまり七十六億今度組まれたほかに、この前修正になつた五十億があるのです。そこで、あなたの方でさういふお話になりました自然増の二十一億は、五十億から二十億を引いた二十九億にその自然増を足した分、これは別の方に充てるべきであります。もと／＼五十億は、給与に關して前の年に赤字が出たので、少くとも二十八年度については、事給手

に關しては地方自治体に迷惑をかけないために増額したのです。あなたの方で最初出されたものは千二百五十億で、それを国会で修正されて千三百億にしたのですから、そのことを含めて十七臨時国会で説明すべきなのが、その説明がなかつた。それでこの間やつと、実は五十億については調整額とか何とかいふお話でしたが、私はあの五十億は、当然七十六億にプラスして考へるべきだと思ふ。なぜ私がさういふ

ことを聞かと言ひますと、ならば私たちがやかましく言つても、まだ払わない地方団体があるのです。平衡交付金が来たら払いますが、さうでなければ払いませんと言われれば、それは拘束するものがないのですから、平衡交付金で措置をしたぞと言つて、初めてそれがやれるのです。それでさういふこと聞かぬのです。これは長官にもお考へいただかないといけないが、まつたく困つたものです。ひとつ部長のこの点に對する御答弁を願ひたい。

○後藤説明員 つまり前々国会の終りに、既定財政規模が五十億ふくれまして、そして修正になつていゝ。その五十億については、すでに確定してゐるものと、単位費用を上げないで、そのかわり調整額による調整をやめまして追加した。これでもつて大体うま／＼やれた。さういふふうには私は事務的引継ぎを受けております。従つて私はその点には触れないで、前国会以来お答え申し上げてゐる次第であります。

○橋路委員 とにかく政府原案は、御承知のように千二百五十億で組まれた。それを国会で修正になつて五十億ふえた。その五十億については、国会で増額したので、本来から言へば、ただちにそれは修正してお出しにならなければならぬのに、全然私たちにそれを明示しなかつたのです。それでこの間部長から言われたことについて、私もよく調べて見ましたが、さうしたら、それはただ風水害、冷害に關する地方財政計画というので、何も今度のうちに修正された計画じやないのです。ただ冷害で何かなんぼどうしたというだけで、それで今度初めて出されて来たわけですから、私として

は、あの五十億から三億六千万円は、給与三本建て高等学校の方にとりまして、約四十七億近いものがあるのですから、そうすれば二十一億のものは期末手当の方に見て、そしてこれは完全に財源措置をするのが私は適当だと思ふのですが、その点どうですか。

○塚田国務大臣 お尋ねになつてゐることは、こういうことでしょうか。第十六国会に修正が行われたわけですが、それで第十七国会に補正が出たが、そのときに政府がつくつた財政計画を出したのが、あのときに入つていなかつたじやないか、こういうお尋ねでしょうか。

○横路委員 そういふことです。

○塚田国務大臣 十七国会には、財政計画はつくり直しておらなかつたのです。

〔災害関係が出た〕と呼ぶ者あり
○横路委員 今大臣のお話の通りです。第十七国会には、いわゆる二十八年度に五十億ふえたあれに相当する地方財政計画が出ていないのです。出ていないから今は聞いていないのです。この前出たら私は聞かないのです。それで今度その地方財政計画が出て来たけれども、あの五十億はひもつてきで、それは来た金はどこへ使つてもいいといふことは間違いないにしても、現に自治庁の方で、三億六千万円については、これは給与三本建てと言つてゐるうちに、その他の金額についても、やはり一昨年の昭和二十六年十一月から、やれ三百四十八門だ、去年は七百九十二門だ、やれ今年は千二百門だと

言われるその分が差引かれて赤字になつてゐるのだから、ぜひ給与に關しては赤字にならないようにということでは出されたもので、今度平衡交付金の七十六億は、勤勉手当三十六億、ベース・アップ四十億であれば、なお二十一億足りないといふ金は、その五十億の中から当然持つて来て、事給与に關してだけは、これは平衡交付金で全部始末してありますと、こうならなければならぬ。それでおかしいことを言うものだなと思つて、実は私も家でこの間の財政計画を見てないもので、きようあらためてこの点をお聞きしてゐるわけです。

○塚田国務大臣 横路委員のお尋ねのことは、書類をつくつたかつかつたかといふこと、現実にはこの修正の通り財政配分をしたかどうかといふこと、ひとつ別に御検討願ひたいと思ふんです。今みんな部長も課長もかわつてしまつたので、私もこまかいことを承知してゐないのですが、十七国会では、あのときの補正は災害関係に關する分、給与に關するものはなかつたので、従つて五十億は給与に關する部分でありましたので、給与に關する部分も含めた全体計画にあつたときはつくなかつたのだ、災害の部分だけ出したのでありますから、当然その五十億は含んだ表はつくらなかつたのだ、こういうことなんです。従つて今度初めて給与のものが出て参りましたから、あわせて全体計画のものを第一次の補正も含めて今度出した。従つて書類をつくつたのは今度が初めてになつた。しかしそれは別個に配分いたしました金額はすでに配分済みなので、個々の市町村に行つておる分までも明細にきま

つておりますので、従つて総額もきまつておりますので、これにどれだけの平衡交付金を出したかといふことは、はつきりと自治庁に記録がありますから、その点の御心配はないはずであります。

○横路委員 それでは財政部長にお尋ねします。そうしますと、こういうことですね。給与に關しましては、五十億をすでに配分してあるといふことは、昭和二十六年のいわゆるベース・アップのときから問題になりまして、当時地方公務員が三百四十八門高いといつて差引いて渡した平衡交付金、そのために赤字が累積して来ておる、昨年の十一月のときで七百九十二門、今年はあるいは八百五十門か千門になつてゐるかもしれぬ、その分はちやんと見て渡したといふことですね。それに開通しないのですか。それならば私はその通り、きようは大臣からも財政部長からも、その従前差引いて渡した分は、昭和二十八年度以降に關しては、ちやんとそれ、財政措置をして渡しましたと、こういう御答弁があつたといふようにおつていいですか。

○柴田(護)説明員 五十億国会において修正された結果、地方財政平衡交付金算定上の給与準備を修正いたしました、その修正いたします場合に、従来の国家予算編成上における国家公務員の準備と地方公務員の準備の差異が非常に大きくなりましたので、その差異を調整いたしましたので、一般職員につきましては、国家公務員との比重において、それから教職員につきましては、国家公務員である教職員の実績等を勘案いたしました給与準備を直しました。その結果現在におきましては、

大体教職員につきましては、地方の実際の給与の平均準備と地方財政計画上の平均準備は、ほとんど差異はございません。一般職員につきましては若干の差異が残つております。

○横路委員 今の点は非常に重大な点でありますから、今のお話の通りほんとうに渡されてあるのかどうか、この点はひとつぜひ次の委員会に資料として出してもらひたい。今の点はあなたのお答弁はこうなんですか。昭和二十六年十月の地方財政計画の修正のときから問題になつておつた地方公務員に關しては、学校職員は三百四十九門、それから都道府県の職員は三百四十八門、当時の市町村については八百九十門、町村吏員については五百幾らかといふその基礎的な準備については、さらに昨年十一月のベース・アップの分も勘案して加算して、そうして従前引かれてゐる分は全部昭和二十七年年度の決算の上に繰込んで渡してあるという意味なんですか。

○後藤説明員 ちよつとお話が違つたのでありますが、昨年の先々国会に出しました財政計画の上で、従来国の昇給率と地方の昇給率が違つておりましたので、国の昇給率に合せましてこの單位費用を直しております。その際に三百何門といふのは繰まつておるのであります。その後教員につきましては、現在小学校についてはほとんど違つてないのじやないか。それから中学校において多少違つております。それから一般職員についても前ほど差がなくなつておるのではないかと。これは実際にわれわれの方で、国の公務員の準備と地方公務員の準備が非常に違つておる

ので、直すやうにといふことをやかましく言つております。地方でも直すやうに努力しておりますので、計算的にはまだ六百門くらい違つておるといふ数字が出て参りますけれども、現実にはそれほどの差はないのじやないか。要するに前の何百門という差がそのまますつと伸びては行つていないで、むしろ逆に縮まつた方向に行つてゐるといふ数字が出ておるのであります。それを今申し上げたのであります。

○横路委員 そうすると今の部長のお話、小学校並びに中学校、この点については違ひがないのではないかと、これは非常に大事な点です。私はお尋ねしたいのですが、実は第十六特別国会を通過いたしました、いわゆる学校教育に關する三本建ての給与法案、給与法に關する一部改正法案の附則第五項にこゝういふ言葉がある。この給与の切りかえにあつたのは、給与法並びに人事院規則その他の規程によつて定められた本人の級並びに号俸、俸給月額によつて切りかえしなければならぬ、こゝうなつてゐる。それで今あなたの御説の通り、今年の四月一日から義務教育学校教職員については、いわゆる義務教育費国庫負担法によつて明らかに、今日受けてゐる給与すなわち昭和二十八年三月三十一日に出ている給与でもつて四月一日からそのまゝ行つておるわけですね。だから私はその学校教職員に關する給与三本建てといわれてゐるあの法律の附則第五項によつて、いわゆる切りかえにあつたのは、小学校、中学校は現在受けてゐる給与のまま切りかえすることが出来るのだ、こゝういふ解釈をとつてゐるわけですが、但し高等学校教職員については、義務教育

学校職員のように、義務教育費国庫負
担法のように制約はないのですから、
そうすると給与法並びに人事院規則に
よると、全部頭から二千円ないし三千
円ずつ下げて切りかえることになる
のですが、いいのですかと人事委員会
で聞いておる。この点はあなたの方で
給与法の建前でやると、高等学校職員
については、三億六千万円の増額をす
るということ、明らかに不当だとい
うことになる。だから実は私は今かけ
られているいわゆる平衡交付金の単位
測定の上に非常に重大な影響を来しま
すので、それで聞いていたわけではな
い。そこでもう一つ、実は資料でやつて
いただいてもいいのですが、先ほど課
長からのお話では、いわゆる一般職員
については国家公務員並みにやつたの
だ、一般教職員については、いわゆる
国立学校の教職員並みに引上げたとい
うけれども、話はそうではないので
す。政府は地方公務員に関しては、国
家公務員よりも三百四十八円高いから
差引いた、学校教職員については、国
立学校の教職員よりも三百四十八円高
いから差引いた、こう言っている。あ
なたの話は、国立学校の職員よりは教
職員は低いから上げたのだ、これは全
然違うのです。国家公務員が地方公務
員より低いから上げたというが、違
う。高いから下げたのだ。そしてこれ
だけ赤字になったのだから、これを積
んだのか、その点を私は聞いています。
全然考え方が違う。

○柴田(説明員) 先ほどの私の答弁
が若干不明であつたかもしれませんけ
れども、私が申し上げた趣旨は、従来の
地方財政計画に算定いたしておりまし
る単価というものが、実際の国家公務

員の給与法に定められておりますもの
を基礎にしてはじき出した単価と、地
方実際の給与との間に相当の開きが
あるから、その開きを調整して、財政
計画上の単価を調整して今日まで参つ
たわけでありまして、そのために給与
については、政府は地方公共団体にお
きまして、国家公務員に準じた給与
を行うように調整を期待しておつたわ
けでありますけれども、現実にはなか
なかそれがうまく行われぬ。それで
地方財政計画上において算定された給
与費総額というものと、現実の給与費
総額というものの間には相当の開きが
あるのじやないかということが、従来
から言われておつたわけでありまして
その点等を考慮されて、先々国会
におきまして地方財政平衡交付金が五
十億追加されたわけでありまして、そ
でその際に、地方財政平衡交付金を算
定いたします基礎になります地方財政
計画上の地方公務員の給与単価という
ものに修正を加えたわけでありまして
その修正を加えてまして給与費総額を九
十八億増加したわけでありまして、給与
費総額を増加いたしました反面、地方
財政計画上四十五、六億だつたと思ひ
ますが、節約することによって国に準じて行
うことを期待して、節約いたしまして
バランスを合せたわけでありまして、そ
の結果、地方、財政上の給与費単価と
いうものは、従来に比べて相当改善さ
れて参つておる。その改善の仕方とい
うものは、先ほど横路さんから御指摘
になりましたように、実績を基礎にし
てはいない。その場合に一般職員につ
きましては国家公務員の予算上の給与
単価というものを基礎にいたしており
ます。教職員につきましては、国家公

務員である教職員の給与の実績という
ものを基礎にいたしております。そう
いう意味で改善されて参つたのであり
ますが、義務教育費国庫負担金の――
この義務教育費国庫負担は実給与額に
対して支給されてあるわけでありまし
て、これから逆算いたして参ります
から、これから逆算いたして参ります
と、大体教職員については、現在の
地方財政計画上の給与費の単価という
ものは、そう大きな開きはない。一般
職員につきましては、従来のままの給
与体系が維持されてあるといひます
ならば、調整を加えなくてそのまゝ
参りました額と、現在の給与単価
の間にはなお六百円ばかりの開きがあ
るといふことを申し上げたのでありま
す。

○横路委員 今の点につきましては、
実はいつも金が削られたときには具体
的に数字をあげて割つて来るわけ
です。学校職員は一人何ぼ、都道府県職
員は何ぼ、市の吏員は何ぼ、町村の吏
員は何ぼ、これだけ高いから削りました
。今度は何ぼ減らすのだと聞くと、ど
れや調整しましたというだけで、ど
れだけ調整なさつたのか、その点ひと
つ……。市の吏員、町村の吏員、それ
から都道府県の職員、学校教職員に実
際に支給されておるものと、それから
あなたの方ではじいて平衡交付金で渡
してあるものと一人当りの月額の差
は一体どうなつておるのか。今あなた
の言われる六百円という金額について
も、何のところが六百円というのかど
うもはつきりしません。この点はも
しも今お答えができればいいと思ひ
たいのですが、それよりは財政部長に
お尋ねしたい。やはりどう考へてもあ
るの五十億というのは、地方税の五十四

億増で、二十一億だけ期末手当に出し
ておきますと、何といつてもこれは支
給されにくいのです。ほんとうに地方
自治体の職員というものはひどい目に
あつておるのです。今度みな心配して
おるのは、当たらないのじやないかと心
配しておる。当然のために少くとも政
府が平衡交付金で全額処置しよう、こ
ういふことがいいので、私は地方財政
の修正計画は月額費あたりでもちよつ
とお直しできますから、あそここのこ
ろを二十一億については、あれは五十
億平衡交付金、こゝやつて――政府も
よく予算委員会です。出して
おいて、二日ぐらいたつてから修正し
ますから、こゝは内輪のことです。か
ら、ひとつそういうことをやつてもら
いたい。地方自治団体の諸君はほとん
どに二月分ぐれと要求しておるわけ
です。それが一・二五すら当たらないとい
うことになる、問題が必ず起きて来
ます。大臣、これはほんとうにそう
です。容易ならぬことである。私はこ
の間奈良県に行つて、奈良県の知事に
言つた。参議院の地方行政委員会を呼
んでやつても、私は絶対に払いません
とたなかを切つておる。何も拘束する
ことはできない。国会まで呼んでもそ
う言つておるのです。ですから、とにか
くこれは平衡交付金で全額措置をなさ
ることが至当なんです。財政部長どう
ですか。ちよつと数字を直してお出し
になることについて……。

○後藤(説明員) 給与のベース・アップ
と期末手当について二十一億の自然増
を建てたといふことだらうと思ひます
が、私どもは平衡交付金というものは、
御承知の通り一般財源という考へであ
ります。二十一億の増を建てて、各地

方団体ごとで考へてみますと、税が伸
びないところは平衡交付金を全部処置
したといふことになりまして、税の伸び
るところにおいては平衡交付金の方が
少くなつて参りますから、平衡交付金
の方が十分でない、こゝういふふな問
題が出て来るのであります。総括的な
問題として給与及びベース・アップ及
び期末手当だけを抜き出してやると、
二十一億の増収を見たこゝういふ結果に
はなるのでありますけれども、個々の
団体について見ますと、必ずしもそう
は行かない。たとえば鹿児島県とか青
森県のような税の伸びないところは給
与を全部平衡交付金で処置した。こゝ
ういふ結果になるのであります。こゝ
が逆に静岡県でありますとか神奈川県
というような税の相当伸びるところにお
いては○・二五まで行かないかもしれ
ません。一般財源という考へ方に立つ
てお考えくだされば、税の増収を現在
財政平衡交付金の制度において見ざる
を得ないといふこともおわかりになる
と思ひます。必ずしもおしやるよ
うなことにならぬのじやないかといふ
ふうに考へます。

○塚田(国務大臣) 横路委員のお尋ねは
こゝういふようにお答え申し上げたら御
納得が行くのかじやないかと思ふので
すが、今の七十六億では給与と給与
ベースの引上げと○・二五の増額に足
りない。五十億はもうないのですけれ
ども、かりにあつたといひまして、
財政計画を直したらどうか、こゝうい
ふことなんです。財政計画をかりに直
しても――横路委員が御心配になつて
おるような個々の団体においてもらえ
るか、もらえないかといふことは財政

計画を直してもちつともかわつて来ないのでありまして、財政計画を直すならば、直したと同時に配分の単位費用なり何なりをかねて行かなければ、個々の団体に行くものはかわつて来ない。ところがその配分の基準をかけることは、財政計画が直つてから、それによつてかけるわけには行かないのでして、配分の基準をかけるのは、〇・二五それから国家公務員と同じベイス・アップという数字を基礎にしてかえなければならぬのでありますから、財政計画だけをちよつと直して、それに応じて配分の基準をかけるというわけには参らない。従つて財政計画を直しても個々の団体に配分する仕方というものをかえるわけには行かないのでありますから、実質的に御希望のような効果は上らないと思ひます。

○横路委員 今の大臣のお話は私の考へとは違ふ。これは先ほど言ひましたように、本来からいへば十六特別国会のときに、五十億を出したのであるから、平衡交付金の方の単位費用については変更して出せ、こういう野党側の意見が強かつたんだが、これは今すぐできないからというので、ことに七月三十一日でもなおきまらず、実は八月六、七日ごろになつて、やつと会期ぎりぎり一ぱいにきめた単位費用の測定に關する法律ですから、やむを得ず了承したわけでありまして、そこで当然われ／＼からすれば今度の単位費用の測定の中にその五十億、今度ふえた七十六億も入れて考えなければならぬ。そういう意味から行けば、今大臣がおつしやつたように、もちろん個々のあるものについては、財政収入が多ければまる／＼税でまかなうかもしれな

い。しかし、總体的には給与に關しては平衡交付金で見えておる。その五十億がそのときに使われなくて、本来からいへば今度の単位費用の測定の変更に關して五十億プラス七十六億と一緒になつてやる。これが普通の考え方なんです。この前の審議の過程からいへば、この点については、直せ、直すことができない、それでは次にやりましょう、こういうことなんですから間違いない。そういう意味から行けば、今度七十六億プラスした百二十六億の中でプールしてお出しになるはずなのを、五十億は前に使つたので、七十六億というように出されたからそういう議論になるのですが、そこで部長にお聞きしますが、それであればぜひ月曜日の委員会といひますか、次の委員会に、当然これをお出しになつた以上は、すなわち都道府県の七億の税の増、市町村の十三億の税の増、さらに七十六億について五十一億が都道府県、二十五億が市町村であるならば、その都道府県別に給与に關してはどうう、期末手当についてはどう、これについての税についての見込額はどうう、ということ、当然あなたの方では算定なさつて出したわけですから、その算定になつた基礎の資料を出していただきます。

○加藤(精)委員長代理 暫時休憩いたします。
午後四時五十三分休憩
午後五時二分再開

○加藤(精)委員長代理 休憩前に続きまして開会いたします。横路委員君。○横路委員 財政部長にお願ひしておきますが、今いろ／＼お話しした点につ

いては、休憩中にちよつと聞いたのですが、今まで委員会で公にされた給与単価の差額とはまつたか違ふというところになる。それであればやはり一べんこのことは次の委員会でも自治庁の方から正確に資料を出していただいて、現実にはこうなつておるといふように言つてくだされなければ、今まで通りのことを別に正式の委員会でも修正がないのですから、この点はそれ／＼の学校教職員並びに地方職員についての給与単価についてどうなつておるか、これをはつきりしていただきたい。そうではないと、これは昭和二十九年年度の地方財政計画を立てる場合、われ／＼としても、これはどうしてもそれを基礎として検討しなければならぬ。これはひとつ次に出してもらつてからやりたいと思ひます。

もう一つは、これは当然今度の平衡交付金の単位費用その他が国会できまつてからのことになると思ふのでありますけれども、今度この年末に關して、あなたの方でいへば一般の財政収入、その他との関係もございまして、〇・二五の期末手当、〇・二五の勤勉手当並びに三箇月分のベイス・アップに見合うそれ／＼のもののについて、ひとつ正確にいづろ都道府県に配分されますか、できれば配分と同時にわれ／＼に資料を出してもらいたいです。配分する前に出せといつても無理でありますから、配分と同時にそれを

のですが、問題は昭和二十八年年度の公募公債についてはどうなつたものか。これは口頭で御説明なさる予定でありましたのか。できれば十一月三十日といつても、これは何ですばから、十月三十一日ごろまでのものについて資料を出してもらいたいです、こう思ふのであります。これは私どもの見方が間違わなければいいのですが、今の公募公債の消化状況から行けば、来年の三月三十一日には、四、五十億のものが消化できないのではないかと。もしもそういうことになれば、それだけ地方財政の赤字になり、あるいは一般の補助事業等について打切りということになりますので、この点についてはぜひ資料を出していただき、その上で二十七年並びに二十八年度の公募公債の消化状況等に關して、これはいへば、十日から通常国会に移るわけでありまして、二十九年度の財政計画との関連もござい

ますので、これは十一月三十日はめんどうだと思ひますから、十月三十一日か、やむを得なければ九月三十日でもよろしいですから、とにかく一番早いところの二十八年度の消化状況につきまして出してくださいと思ふのであります。私はいろ／＼聞きたい点もござい

○後藤説明員 第一の給与の差額の問題、これは私は出ているかどうか存じませんので、出ていなければ私どもで用意いたします。それから第二の点はいつごろまでに交付金を渡すのか、渡した場合に知らしてもらいたいといふことでもあります。私もできるだけ早く、年末までに交付金を出したい、かように考へて作業いたしております。それから第三の二十八年度の公募公債であります、私の方で資料が集まつておりますものは、日銀でわくをもらひまして起債市場に出す分だけあります。大体この程度できまつたといふことを聞いていますものが十億ないし二十億だらうと思ひます。この点についての調べはそう急いでではできないといふことを申し上げたのであります。日銀の内容については、これはさつそくあつてまでに資料として出したいと思ひます。

○横路委員 今の点で、平衡交付金は年末までに渡すわけですか。
○後藤説明員 はい。
○横路委員 そうしますと、年末までといひましても十二月二十七日には何ほおそくても渡さなければならぬ。国家公務員については期末手当を十二月十五日に渡す。それが遅れるといふことになりますると、あなたの方御存じのように、それ／＼の自治体はそれ／＼の市中銀行から金を借りなければならぬ。この仕事はまた容易でないわけですから。だからこの点は年末なんといふことを言わないで、十五日に渡すとか二十日に渡すとか、もう少し早くとか早くできませんか。年末といふと三十一日といふことになりま

とになりますか。

○柴田(護)説明員 事務的なお話を申し上げますと、現在提案いたしております単位費用の特例に関する法律案を成立させていただきましたならば、すぐ作業にかかるわけでありまして、そうしますと自治町村の末端の交付金全般について、資金需要額の再算定があるわけでありまして、この期間が普通通にや

つて二十日、一生懸命にやりまして本月の二十日から二十四、五日の間にまとめるのではないかと思います。そうすれば急いでやつて月末、二十六、七日ごろまでに行けば間に合います。私たちの気持としては年末金融の問題もございまして、できるだけ早くやるように努力いたしております。ただ計算だけでございますけれども、計算手続が全部初めからやり直さなければいかぬものでありますから、相当の時間を要すると思っております。

○横路委員 ちよつと大臣にお尋ねしたいのですが、二十八日から休みです。二十七日の日に渡さなければなりません。二十七日の日に渡さなければならぬと、何ぼ早くても二十六、七日ごろになるということになると、年末は地方自治団体は再び期末手当、勤勉手当についてはそれらの市中銀行から金を借りなければならぬという事態が発生しますよ。その点はどうなさるのですか。大臣の答弁を求めます。

○塚田国務大臣 これは私ももう少しつきつめて事務当局の見通しを聞いておくべきであつたと思うのです。私は十五日はちよつとむずかしいかもしれませんが、二十日ごろまでは各地方団体へ金が渡るように平衡交付金の配分ができる、こう思つておつたのであります。そういうふうに想像しましたの

で、ただいま御審議願つております法案は、実は定例の閣議まで待ち切れな

い、持ちまわり閣議でもつて、案ができる、すぐに急いで決裁を待てお出しして御審議を願うくらいに努力したような状態でありまして、少くともそういう事情とにらみ合せて、それぐらいにできるのじやないかと漠然と考え

ておつたのであります。今初めて当面の作業いたしておりますものからそのように聞きまして、これは夜を日にかけてもやらせまして、なるべく早くそのように努力いたしたいと思

○門司委員 今の横路君との間の質疑応答を聞いておりますと、ちよつとぶに落ちないから聞いておきますが、今度のこの法案は、新しく七十六億円が出たからこういう法案を出しになつたのですか。それは間違ひございませ

○柴田(護)説明員 今回国家公務員につきまして期末手当の増額が行われようとしておりますが、それと同時に来

う。実際をうだとするならば、七十六億の分と、この前の五十億の分が一体

どうなつておるか。その点をひとつ明細に出してもらいたい。私の聞きたいのは、この前の本予算で五十億増額されたときには、測定単位を變更されておりました。従つてその五十億は、測定単位を別にして、どう使われてお

か、その明細を出してもらいたい。私は平衡交付金法があつて、平衡交付金になつておるものが、測定単位を度外視した配付はできないはずだと思

います。あの当時の答弁は、大体五十億ぐらいのものは、いろいろなでこぼこや何かがあつて、それを埋め合わせるために必要だから、測定単位はかえなくともよいだろうという、行政的の措置

といひますか、政治的のものが考えられたところが、今のような御答弁ですと、今度は必要ができたからかえたんだということならば、その所要額

が新たに起つたわけではないのです。

〔加藤(精)委員長代理退席、委員長清席〕

当然今までの算定基礎によつて府県の財政需要をはじいておりまして、そして平衡交付金を財政計画上ははじいておるのでございまして、そのはじき出しておる平衡交付金の額が、基準財政需

要額の総額に対して若干不足な感じがする。そうだといたしますと、新しく地方団体に格別の財政需要が起つたわけではないのでございまして、新

単位費用等について改訂を加えるのはむしろおかしいのでございまして、この前の平衡交付金法の改正につき

ましては、そのときの制度において当然地方団体に必要と見込まれる額を算定して出しておるわけでございます。今回の場合は地方団体に新たな財政需

が、新たに五十億何だか知らぬがふえ

たということになれば、予算というものはきつめてござんたということになる。使用目的がはつきりしないものに、金が足らぬからふやして行くということになると、非常に問題だと思

う。少くとも私がさつき申し上げましたように、これは当然測定単位を改正すべきであるが、測定単位に誤りがあるのだということを前提として、その日にち

がずつと押し詰められておつて、おそれらく測定単位を改正するまでには時間的に間に合はなかつたのじやないか、同時にさつき申し上げましたように、

政治的に物を考えて、五十億ぐらいのものが測定単位外に伸びたり縮んだりしてゐるということでは私どもは一応了承しておつたのであります。今の横路君との間の質疑応答を聞いて

○柴田(護)説明員 単位費用の計算の基礎になつておりますのは、この前の現状に對しまして、今回は新たに起りました財政需要をつけ加えたものであります。裏から申し上げますと、御指摘のように千三百億と今回ふえました七十六億ということになつてゐるわけですから。

○門司委員 そうすると、また話のつじつめの合わないようなところが出て来るような気がするのです。当然そうでなければならぬと私は考えるのでありますが、幸いにして今度の議案の中にもありますように、また説明書にもありますように、今度はこういう財政需要がふえたから、特にここだけの算定の基準を上げたのである。あとは財政需要の算定の基礎を上げる必要はない、こう書いてある。その通りだと思ふ。それは七十六億についてはそれが言えるのであります。ところが五十億についてはそれは言えないと私は思ふ。だから五十億の分を突は聞いている。七十六億については一応そういうことが言えると思ふ。しかし前の五十億にはそういうことはちよつと当てはまらぬりくつであつて、前の五十億というものは、やはり全体の基準というものがあつて来なければならぬはずのものである。この点は一体どうなんですか。答弁はききようでなくてもよろしいが、五十億の配分は一体どうされたのかというのを明細に出してもらいた

い。

○柴田(護)説明員 資料を出しまして後刻御説明申し上げます。

○門司委員 委員長に聞きたいのです。先ほど警察法の特例に関する法律案が通過したわけですが、その

の際に私は委員長に對して、質問の趣程において、小山の町長にたま／＼来てもらいましたところが、来年の四月一日を目途として廃止することになつておつて、今すぐそれを廃止するといふようなことは毛頭考えておられないといふような御意見があつたのであります。そうなるて参りますと、特例法といふものが、はなはだおかしい形になつて参りますので、従つて今住民投票まで終つておられます各自自治体の長が、一体どういふことを考えておられるのかといふことを、十分知れたかつたのであります。そのことは、この法案自身が特例法でなくして、實際は本法の改正案でございまして、そういう特例にこだわらないで、そうしてとにかくいつでも廃止を議決したものは、内閣総理大臣に申請して許可になれば、翌月の一日から廃止することができるといふのが、本案であります。これを特例に持つて行くといふその一つの参考資料として出て参りました今まで廃止を決議した町村といふものが幾つかある。その中の一つが、さつき申しましたような結果になつておられますので、自治体といふものが、私はやはり法に従つて、今日の現行法といふものを尊重して議決をしていくといふふうにおかれれば解釈せざるを得なくなつて来る。そうなるて参りますと、この法律の改正といふものは、明らかに特例法でなくして、本法の改正である。この見きわめをはつきりいたしますことのために、私はたしか三回と記憶しておりますが、それらの諸君を参考人としてここに呼んでもらつて、究明してもらいたいといふことを委員長に要求いたしましたにもかかわらず、委員長はこれを

お取上げにならない。そうしてただちに動議によつて討論採決されたといふことは、私にはどうも考えが及ばないのであります。今までの委員会ではそういうものは一々処理をして、委員の意見等がございしますならば、これはやはり国会の一人の議員の意見として、尊重するべきである。それが討議にかかれなければならない。そういう必要はないのだといふ多数の議決で押し切られるならば、これは別でございしますが、これが議場に諮られないでまづ抹殺されてしまふといふことになつて参りますと、私も党を背負つてここに参ります。けには参りません。私は少くともここに來て発言をいたして申し上げます。以上は、そう無責任なことを申し上げます。おはすはすはない。少くとも審議の過程において必要だから申し上げてゐるのである。しかしそれを全部採擧してくれとは言わない。委員諸君がそういうことを必要であるかどうかといふことを判断されて処理されては私は結構だと思ふ。しかしその手続だけは委員長においてとつてもよろしいことが当然でなければならぬと思ふ。委員の意見といふものを、委員長はどういうふうにお考えになつておるか。委員の意見といふものは、委員長個人のお考えで抹殺してもいいとお考えになつておるか、これを明らかにしておいてもらいたい。

○加藤(精)委員 ただいま門司委員よりたいへん御立腹の御意見がありましたが、実は委員長に對しまして、各理事の意向その他情勢を連絡の上、委員長に申し上げました。私がその取扱ひに種々思い違いや含み違いをしていた結果そういうことになつたのでございまして、その点につきましては、十分門司委員にも私の方から御説明申し上げ、またおわびしたいと考えておりますので、その点につきましては、實質的には委員長の責任でなかつたことを御了承の上、この問題を御了解いただきたく考えております。

○中井委員 門司君に答へをいたします。この自治の問題が、その性質よりいたしまして、かつはこの委員会における委員各位の御行動の上から言ひまして、常に超黨派的に万事円満に協力の形で進んでおりますことは、申し上げるまでもございしません。私は特にその点を重視いたしまして、もとより委員各位の御発言に對しては、當然尊重すべきものと考えよりして、常に皆様の御意見についてはこれを尊敬して、その御意見に従うようになつて参つておるというのが、私の委員長としての心構えであり、それが実行であることは、お認めくださるであらうと思ふのであります。従ひまして、本日の警察の責任の転移に関する問題につきましては、その実行で進んで参つておるのであります。決して門司委員の御欠席を特に輕視し、もしくは御発言を特に無視して採決に入つたわけではないのであります。実はただいま加藤委員から御釈明のありましたごとく、質問終了後採決に入りまして前に、各派の御態度はいかがであらうかといふことを特にたゞしたのであります。それが討論最終採決に入るという了解を得ておるの御報告でありましたので、安心をして採決をいたしました。な次第であります。ただいまからざる話を門司委員から承つて、実は意外に考へておるのであります。

もし門司委員の仰せられるごとく、御了解がなくなつて、あの採決を執行いたしましたものであるとするならば、それはまさに委員長の不行届きのいたすところでありました。將來氣をつけます。どうぞおわびをいたしますから、あしからず御了承をいただきましたと存じます。

○門司委員 私は何もここで委員長にあやまつてもいいといふも考慮しておりませんし、同時に同僚議員から釈明をしてもらおうとも考えていないのであります。私の聞きたいのは、先ほどから申し上げておられますように、法案自体が、われ／＼の最初了承してある、いわゆる従来の警察法の特例に関する法律案といふものは、先ほど私が申し上げましたように、自治体が非常に望んでおるということと、さらに手続としてこれを取上ぐべきではなかつたかといふようなことで、われ／＼も不本意ながら賛成して来たものもあるわけでありまして、われ／＼はそういう意味において、もし特例が出るとするならば、地方の自治体を中心とするものを考え、ことに特例であります以上は、起つた問題を中心として考へべきであるといふように考へて今日まで協力して参つたのであります。今日出されておられます問題は、われ／＼の考え方、われ／＼当初これだけのものがすでに住民投票を終つておるのである、従つてこれらのものについては、何とか早くやめさしてやりたいといふ、限定されたものと解釈しておつた。ところが法案を見ますと限定されておらない。従つて本日の法案は、以前にわれ／＼が考へておつたもの。またわれ／＼に

一応示されたものとは全然違つております。そうして国警の答弁によれば、それはただ参考書であつて、これだけのものに限つておらないということになつておる。そうなつて参りますと、この法案自体というものは、そう軽く取扱うべき筋合いのものではなくつて来る。従つて、私はその十分な説明をすることのために、一べんでなくて三度委員長に――速記を見ればわかりますが、私は要求しておる。この私の要求というものは、ほとんど取上げられておらない。そうして最後にこれが決定されておる。私がここに出席していなかつたということは、私の所用のために席をはずしておつたのであつて、私がここにいなくても、そういうことを私は問題にしておるのではない。いよいよといまいと、議事の取扱ひというものは、委員の意見はやはり尊重していただきたい。そうして審議だけは十分に尽くしてもらいたい。少くとも法律が出て参りますならば、その法律はできるときに誤りであつたということでは、國民にはすぐ言訳はできないのである。法律は全部の國民のある程度の自由とある程度の権利を束縛するものであります。従つて私どもといったしましては、慎重にこれに処して行きたい。もし今日のような法案がかりに通つたということになつて参りますと、明らかにその反応は自治警廃止促進法案であると考えてもちつともさしつかへはない。このことは警察法自体から見ても非常に大きな問題である。従つて万全の討議をした後に通しても何もおそくはないのであります。特例法であつてどうしても来年の一月一日から廃止しなければならぬというほ

どのものでもございせんし、もしあつたといつても、まだ期日がないわけではない。今会期にせひ通さなければならぬという筋合いのものではなかつたとは私は考へる。私は今日のこの処置については非常に遺憾に考へておりますので、委員長並びに同僚の釈明は私は毛頭ここで要求もいたしませんし、またそれを必要ともいたしておりません。ただ私の意思表示だけは申し上げておきたいと思ひますので、委員長においてはひとつしかるべくこのことを御判断を願つておきたいと考へております。

○中井委員長 門司委員の御意見は私もまた御同感であるのであります。御趣旨はまことにごもつともだと思ふのであります。ただ本案に関する審議を進め、採決を執行いたしましたことにつきましては、先ほど申し上げたような事情のためにさうにいたしましたのであります。そこに行き違ひがあつたことをただいま初めて承知いたしました。な次第であります。何ら他意のないこと、もとより法案審議については最も慎重にやらねばならぬという御趣旨、一々御同感であります。何とぞ御了承をお願いをいたしたいと思ひます。それでは本日はこの程度で散会をいたしました。次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後五時三十四分散会

【参照】

町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案（加藤精三君外七名提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十八年十二月十二日印刷

昭和二十八年十二月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局